令和2年度

都建 第 84 号

都市計画道路駅南中央線物件移転補償調査業務

実 施 設 計 書

小矢部市

都市計画道路駅南中央線物件移転補償調查業務 明 細 表 業務金額 (内消費税額 円) 小矢部市 石動町 地内 木造建物の調査及び算定 棟 非木造建物の調査及び算定 棟 附帯工作物の調査及び算定 箇所 動産に関する調査及び算定 2 箇所 その他通損に関する調査 1 所有者

都市計画道路駅南中央線物件移転補償調査業務

特記仕様書

(適用範囲)

- 第1条 本特記仕様書は、「都市計画道路駅南中央線物件移転補償調査業務」(以下「本業務」という。) に適用する。
- 2 業務委託契約書(以下「契約書」という。)、用地調査等業務共通仕様書(案)(北陸地区用地対 策連絡会 平成31年3月改定版)、本特記仕様書に定めのない事項又は記載事項に疑義が生じた場 合は、発注者と受注者が協議して定める。

(再委託)

- **第2条** 本業務において、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない主たる部分は、次の各号の とおりとする。
 - 一 作業計画における全体実施方針の決定、現地調査手順や補償額算定に要する比較検討のための 方針決定と検討作業、結果の技術的判断
 - 二 調査図面作成における方針決定、現況図面及び移転工法案図面等の作成、技術的判断、検証、 照査
 - 三 移転工法案の検討における方針決定、企業内容および敷地使用実態の把握、検討に必要となる 関係法令等の確認、移転工法案の検討、技術的判断、検証、照査
 - 四 補償額算定における方針決定、算定作業手法及び算定のために必要となる検討事項の検討、算 定作業手法及び検討事項の決定、補償額決定のための方針決定、技術的判断、検証、照査
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、再委託申請書を提出すること。内容に変更が生じたときも同様とする。

(担当技術者)

- 第3条 共通仕様書第7条第2項に定める担当技術者を定める場合は、次の各号に掲げる業務内容毎とする。
 - 一 木造建物の調査
 - 二 非木造建物の調査
 - 三 附帯工作物の調査
 - 四 営業その他の調査
 - 五 消費税等調査

なお、一つの業務内容の担当技術者が他の業務内容の担当技術者を兼ねることは妨げない。

(配置技術者)

- 第4条 受注者は、共通仕様書第15条の作業計画書の作成にあたり、業務組織計画に配置技術者の立場、役割を明確に記載するものとする。
- 2 業務実績情報システム(以下「テクリス」という。) に登録できる技術者については、以下のと

おりとする。

- 一 業務打ち合わせにおいて、監督員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に関 わっていることが明確な技術者
- 二 現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることが写真等で確認できる 者

(算定資料等)

- **第5条** 建物等の補償額算定にあたっては、共通仕様書第21条の2に定める単価及び歩掛による他、 公共補償に係るもので、公的機関の定める単価及び歩掛によることが適当と認められる場合には、 監督員の指示により、その単価及び歩掛によることができる。
- 2 共通仕様書第21条の2第2項第4号に定める専門業者による見積もりの場合の専門業者の選定にあたっては、地域性を考慮し適切に行うこと。
- 3 受注者は、前項の選定理由等について、見積概要書に必要事項を記載し、提出すること。

(成果物等)

第6条 納入する成果品は別記-1のとおりとする。

(木造建物の調査)

- 第7条 木造建物調査表作成にあたっては、建築年次調査表及び耐用年数判定調査表を作成するとともに、建物移転料算定要領(案)別添一木造建物調査積算要領第8条第3項に定める柱の材種、品等及びこれらの分布についてその判定に至った理由を記載した書面を添付する。
- 2 耐用年数判定調査表の作成にあたっては、等級、耐用年数及びその判定理由を記載し、主要構造 物における寸法計測時の写真を添付する。

(非木造建物の調査)

- 第8条 非木造建物調査表作成にあたっては、建築年次調査表及び耐用年数判定調査表を作成する。
- 2 耐用年数判定調査表の作成にあたっては、等級、耐用年数及びその判定理由の他、次の事項を記載する。
 - 一 建築確認申請添付図面からの読み取り又は露出箇所の計測により、耐用年数判定の根拠とした 主要構造部の部材及び寸法(根拠資料として、建築確認申請添付図面の写し又は露出箇所計測時 の写真を添付する。)
 - 二 現況と建築確認申請通知書、固定資産台帳又は登記記録記載の用途が相違する場合は、いずれ か一方を適当と認めた根拠
 - 三 損失補償算定標準書中「等級別標準耐用年数表」において、適当と認めた等級及び建物の構造

(物件調書の作成等)

- **第9条** 受注者は、共通仕様書第158条に定めるもののほか、その範囲内において、監督員から指示された移転工法に基づいた物件調書を別途作成するものとする。
- 2 物件調書の作成にあたっては、作成根拠となる建物の配置図、建物平面図、立面図、屋根伏図、 各建築設備の位置図の写し及び工作物配置図等の図面の写しを添付する。

(打合せ協議)

第10条 打合せ協議は、業務の着手時・中間時1回・成果品納入時の計3回以上行い、円滑な業務を実施することとする。また協議終了後速やかにその結果を整理し、打ち合わせ記録簿を提出することとする。

(検証)

- 第11条 受注者は、現地調査にあたっては、成果品の品質向上のため、必ず複数の者をもって従事 する。
- 1 建物等の成果品の検証にあたっては、建物調査時に作成、入手した資料(記録を含む)及び写真等を用いて次の成果を検証し、これらの書面に押印する。
 - ・建物等の配置図
 - 建物平面図
 - 立面図
 - 屋根伏図
 - 建築設備位置図
 - 木造建物調査表
 - 木造建物推定足建築費計算書
 - 木造建物補正率調査表
 - 木造建物調査算定書
 - 工作物配置図
 - ・工作物調査及び補償金算出表
 - 立竹木配置図
 - ・立竹木調査及び補償金算出表
 - 動産調査表

なお、非木造建物については、木造建物に準じた成果に対して検証、押印を行う。

(照查)

- 第12条 受注者は、共通仕様書第6条に基づく照査にあたっては、次の各号に掲げる事項について、 共通仕様書及び本特記仕様書に定める事項並びに共通仕様書第2条第30号及び31号に規定する 基準等に適合することを点検する。
 - 一 作業計画書における業務工程及び実施体制
 - 二 各業務における調査方法及び内容
 - 三 各業務における調査表の作成方法及び内容
 - 四 各業務における算定方法及び内容
- 2 前項の照査の結果、基準用及び事項に適合した証として、照査報告書を成果物に添付する。

(業務の瑕疵)

第13条 受注者は業務委託が完了し成果品引き渡し後といえども、成果品に誤り等が認められた場合には、速やかに受注者の責任において修正しなければならない。

(他業務との調整)

第14条 別発注の「都市計画道路駅南中央線丈量測量業務」と調整を行い、スムーズな業務進行を 務めること。

(その他)

第15条 その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものと する。

別記-1

納入する成果品

名称	部数	備考
業務報告書	1 部	
電子データ	1 部	CD-R

業務報告書の内容については、共通仕様書に従い、また、報告に利用した資料や監督員から指示があった資料等も添付すること。

業務費内訳書

費目・工種・	・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
業務費						
用地調査等業務						
建物等の調査						
打合せ協議		1	業務			
現地踏査		1	業務			
木造建物の調査及び算定	木造建物C 70m2未満	1	棟			
木造建物の調査及び算定	木造建物A 70m2以上130m2未満	1	棟			
非木造建物の調査及び算定	非木造建物D ロ 構造計算無 200m2未満	1	棟			
工作物の調査						
附帯工作物の調査及び算定	住宅敷地B 150m2以上200m2未満	1	戸			

業務費内訳書

		Ħ	_			
	施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
動産に関する調査および算定	一般住家	1	戸			
動産に関する調査および算定	倉庫 50m2未満	1	店舗			
その他通損に関する算定	移転雑費	1	所有者			
直接人件費計						
直接経費			%			
直接原価						
その他原価			%			
業務原価						
一般管理費等			%			
端数調整						

業務費内訳書

		<u>,=</u>				
費目・工種・	施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
業務価格						
消費税相当額						
III A MIH II M						
業務費						
AMA						

		施	エ. ゲ	可 訳 :	——— 表			
名称・規格な	さど 単位	数 量 (基準値)	補正率	数 量 (補正値)	単価	金額	摘	要
打合せ協議								
主任技師	人							
技師A	人							
技師B								
単位あたり	業務			1				

		施	工. 卢	可 訳 🦠	 表		
名称・規格など	単位	数 量 (基準値)	補正率	対 訳 数 量 (補正値)	単価	金額	摘 要
現地踏査							
主任技師	人						
技師A	人						
技師B	人						
単位あたり	業務			1			

		施	エ・ゲ	可 訳	——— 表		
名称・規格など	単位	数 量 (基準値)	補正率	数 量 (補正値)	単価	金額	摘要
木造建物の調査及び算定オ	、造建物C 70m	12未満					
技師A	人						
技師B	人						
技師C	人						
技術員	人						
単位あたり	棟			1			

		施		可 訳	 表		
名称・規格など	単位	数 量 (基準値)	補正率	数 量 (補正値)	単価	金額	摘 要
木造建物の調査及び算定	大造建物A 70m	12以上130m2未	満				
技師A	人						
技師B	人						
技師C	人						
技術員	人						
単位あたり	棟			1			

			施	エ ゅ	可 訳	 表			
名称	規格など	単位	数 量 (基準値)	補正率	数 量 (補正値)	単価	金額	摘	要
非木造建	生物の調査及び算定	非木造建物[口 構造計算	1無 200m2未済	齿				
力	支師A	人							
技	支師B	人							
力	支師C	人							
技	技術員	人							
単位あた	こり こうしゅう	棟			1				

		施		可 訳	 表		
名称・規格など	単位	数 量 (基準値)	補正率	数 量 (補正値)	単価	金額	摘要
附帯工作物の調査及び算定	住宅敷地B	150m2以上200m	m2未満				
技師A	人						
技師B	人						
技師C	人						
技術員	人						
単位あたり	戸			1			

			施	エゥ		——— 表			
2	名称・規格など	単位	数 量 (基準値)	補正率	対 訳 数 量 (補正値)	単価	金額	摘	要
動産	産に関する調査および算定	一般住家							
	技師A	人							
	技師B	人							
\vdash	技師C	人							
	技術員	人							
単位	立あたり	戸			1				

		施	工. 卢	可 訳	 表			
名称・規格など	単位	数 量 (基準値)	補正率	数 量 (補正値)	単価	金額	摘	要
動産に関する調査お	および算定 倉庫 50m	2未満						
技師A	人							
技師B	人							
技師C	人							
技術員	人							
単位あたり	店舗			1				

	施工内訳表											
名称・規格など単位		数 量 (基準値)	補正率	数 量 (補正値)	単価	金額	摘	要				
その	その他通損に関する算定 移転雑費											
\vdash	技師A	人										
\vdash	技師B	人										
	技師C	人										
単位	位あたり	所有者			1							

数量計算表

物件和		1)	2	3	合計	
	木造建物C	70m2未満	1			1
建物の調査	木造建物A	70m2以上130m2未満		1		1
	非木造建物D	200m2未満			1	1
工作物の調査及び算定 住宅敷地B 150m2未満200m2未満		1			1	
動産に関する調査及び算定	一般住家			1		1
動産に関する調査及び算定	倉庫		1			1
その他通損に関する算定	移転雑費			1		1



